

入札説明書

(仮称)健康福祉プラザ建設工事に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

平成21年12月1日

2 入札に付する事項

- (1) 調達案件番号 4211000416
- (2) 工事名称 (仮称)健康福祉プラザ建設工事
- (3) 工事場所 堺市堺区旭ヶ丘中町4丁3番1号
- (4) 契約期間 堺市議会の議決を経た日の翌日から平成24年3月16日まで
- (5) 工事概要 新築工事
敷地面積 8,302.10m²
建築主体工事
本体棟新築 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造
地上4階地下1階建 延床面積17,256.98m²
屋外附帯工事
外構整備
アプローチ屋根新築 鉄骨造平屋建 建築面積154.09m²
駐輪場新築 鉄骨造平屋建 延床面積93.60m²
バス待合所改修
植栽工事
- (6) 工事担当課 堺市建築都市局建築部建築課
- (7) 設計業務の受託者 梓設計・高橋建築設計事務所設計共同体
(株式会社梓設計、株式会社高橋建築設計事務所)
- (8) 施工方式 特定建設工事共同企業体
- (9) 前金払の有無 有(契約金額の4割以内で2億円を限度とする。)
- (10) 部分払の有無 有(6回以内)
- (11) 建設工事保険等の要否 要
- (12) かし担保期間 2年間
- (13) 本工事については、堺市契約規則(昭和50年規則第27号。以下「規則」という。)第19条の2第1項に規定する調査基準価格(以下単に「調査基準価格」という。)をあらかじめ設定する。
- (14) 低入札価格調査の方法においては、堺市建設工事低入札価格調査実施要領6(9)により、数値的失格基準を採用しないものとする。
なお、詳細については「調査基準価格設定工事の入札に関する説明書 数値的失格基準を採用しない案件(郵便入札)の場合」を参照すること。
- (15) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (16) 本工事の契約締結については、堺市議会の議決を要する。
- (17) 本工事の入札は、郵便により入札参加資格審査申請書類及び入札書等を送付する方式とし、あらかじめ予定価格を公表して行う。
なお、予定価格は平成22年1月6日(水)から下記の場所において公表するとともに、入札参加資格を有すると認められた(以下「認定」という。)申請者に対しては入札参加資格の認定と併せて通知する。

(公表場所)

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市理財局理財部契約課(堺市役所本館8階)

堺市市長公室広報部市政情報課(市政情報センター)(堺市役所高層館3階)

堺市契約課のホームページ

URL(http://www.city.sakai.lg.jp/city/info/_keiyaku/)

3 入札参加資格に関する事項

本工事の入札参加資格は以下の条件すべてに該当するものでなければならない。

(1) 共同企業体の構成要件

ア 本工事は、特定建設工事共同企業体による共同施工方式とする。

イ 共同企業体は自主結成とし、構成員数は3社又は4社とする。

ウ 共同企業体の構成員の組合せは、後記(2)及び(3)の代表構成員の参加資格を満たす者と、後記(2)及び(4)の他の構成員の参加資格を満たす者との組合せとする。

エ 3社共同企業体の場合は、最低の出資比率は20%以上、4社共同企業体の場合は、最低の出資比率は15%以上とする。

ただし、代表構成員の出資比率は最大とする。

オ 本工事に申請を行った共同企業体の構成員は、本工事に別途申請している他の共同企業体の構成員を兼ねる(以下「構成員の重複」という。)ことができない。

なお、構成員の重複があった場合、当該構成員の属するすべての共同企業体の入札参加資格を認めないものとする。

カ 申請した共同企業体の構成員を変更することはできない。

(2) 代表構成員、他の構成員共通の参加資格

ア 平成21、22、23年度堺市建設工事、測量・建設コンサルタント入札参加資格(以下「本市入札参加資格」という。)又は平成22年3月31日まで有効の本市の特定調達契約案件に係る堺市建設工事入札参加資格のいずれかの資格を有する者

なお、本市入札参加資格を有さない者又は本市入札参加資格を有する者で建築工事を希望業種にしていなない者は、平成21年12月15日(火)午後5時までに後記5の入札参加資格登録の申請を行わなければならない。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者(同条第2項各号のいずれかに該当すると認められてから3年を経過した者を除く。)

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に規定する更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。)がなされている者(同法第199条に規定する更生計画認可の決定(旧法第233条に規定する更生計画認可の決定を含む。)を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者(同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

エ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項又は5項の規定による営業停止を、本工事の入札参加資格審査申請締切日(以下「申請締切日」という。)から開札日までの間、受けていない者(大阪府の区域以外の区域又は建築一式工事以外の工事に係るものを受けている者を除く。)

オ 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱(平成11年制定。以下「入札参加停止要綱」という。)に基づく入札参加停止又は入札参加回避(改正前の堺市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止又は指名回避を含む。)を、申請締切日から開札日までの間、受けていない者

カ 堺市建設工事等暴力団対策措置要綱(平成21年制定。以下「暴力団対策措置要綱」という。)に基づく入札参加除外(改正前の堺市建設工事暴力団対策措置要綱に基づく指名除外を含む。)を、本工事の申請締切日から開札日までの間、受けていない者

キ 本工事の設計業務受託者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有していない者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしていない者

ク 本工事の設計業務受託者に発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有されていない者又はその出資の総額の100分の50を超える出資を受けていない者

ケ 代表権を有する役員が、本工事の設計業務受託者の代表権を有する役員を兼ねていない者

コ 組合や協会等の各種団体については、その構成員が本工事に入札参加申請を行っていないこと。

(3) 代表構成員の参加資格

ア 建築一式工事について建設業法第3条に規定する特定建設業の許可を有する者

イ 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査(以下「経審」という。)についての次の(ア)から(イ)の要件をすべて満たしていること。

(ア) 平成20年5月15日以降の決算に基づく経審を受けていること。

(イ) 建設業許可行政庁から通知される経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書(以下「審査結果

の通知書」という。)において、建設業法別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類のうち建築一式工事(以下「建築一式工事」という。)について建設業法第27条の29に規定する総合評定値の通知を受けていること。

(ウ) 平成20年5月15日以降の決算に基づく審査結果の通知書において、建築一式工事の総合評定値(P)が1200点以上である者

(イ) 契約締結時においても有効な経審を受けており、(イ)に規定する通知を受けていること。

ウ 平成21年12月15日現在で、次の(ア)から(ウ)のすべてに該当する現場代理人を本工事の現場に常駐させることができ、かつ、本工事に専任で配置できる者(技術者との兼任可とする。)

(ア) 他の工事に、監理技術者、主任技術者、現場代理人として従事していない者(従事中の工事の終期については、工事の完成検査確認日とする。また、単価契約の終期は契約期間の末日とする。以下同じ。)

(イ) 本市発注の他の工事に、配置予定の現場代理人及び技術者(以下「技術者等」という。)として申請していない者(落札決定までの間に辞退等により入札参加資格を失った場合及び無効、失格等により落札決定を受ける可能性が完全になくなった場合を除く。以下同じ。)

(ウ) 後記4の(3)の申請書類(以下単に「申請書類」という。)により、当該事業所と直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる者

エ 平成21年12月15日現在で、次の(ア)から(イ)のすべてに該当する技術者を本工事の現場に常駐させることができ、かつ、本工事に専任で配置できる者(現場代理人との兼任可とする。)

(ア) 建築一式工事に対応する建設業法第26条に規定された監理技術者の資格(以下「監理技術者資格」という。)を有する者

(イ) 他の工事に、監理技術者、主任技術者、現場代理人として従事していない者

(ウ) 本市発注の他の工事に、配置予定の技術者等として申請していない者

(イ) 申請書類により、当該事業所と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる者

オ 延床面積5,000m²以上の病院の建築工事の完成工事実績を元請として有し、かつ後記の申請書類により施工が確認できる者

(実績に関する注意事項)

完成工事実績は、平成11年4月1日以降に完成した工事で、かつ申請締切日までに完成した工事に限る。

完成工事実績は、一契約によるものに限る。なお、一契約で複数棟を一括して施工した場合は延床面積が最大の棟で判断する。

複合的な用途を持つ建物については、当該用途に係る部分の延床面積のみを施工実績として認める。

延床面積とは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号の延べ面積をいう。

病院とは、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院をいう。

建築工事とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第13号の建築に関する工事をいう。

共同企業体での施工の場合で、2社共同企業体の場合は、最低の出資比率は30%以上、3社共同企業体の場合は、最低の出資比率は20%以上、4社以上の共同企業体の場合は、最低の出資比率は15%以上の完成工事実績に限る。

(4) 他の構成員の参加資格

ア 建築一式工事について建設業法第3条に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を有する者

イ 経審についての次の(ア)から(イ)の要件をすべて満たしていること。

(ア) 平成20年5月15日以降の決算に基づく経審を受けていること。

(イ) 審査結果の通知書において、建築一式工事について建設業法第27条の29に規定する総合評定値の通知を受けていること。

(ウ) 平成20年5月15日以降の決算に基づく審査結果の通知書において、建築一式工事の総合評定値(P)が700点以上である者

(イ) 契約締結時においても有効な経審を受けており、(イ)に規定する通知を受けていること。

ウ 平成21年12月15日現在で、次の(ア)から(イ)のすべてに該当する技術者を本工事の現場に常駐させることができ、かつ、本工事に専任で配置できる者

(ア) 建築一式工事に対応する監理技術者資格を有する者又は国家資格により主任技術者の資格を有す

る者

- (イ) 他の工事に、監理技術者、主任技術者、現場代理人として従事していない者
- (ウ) 本市発注の他の工事に、配置予定の技術者等として申請していない者
- (エ) 申請書類により、当該事業所と直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる者

4 入札参加手続きに関する事項

本入札に参加しようとする者は、申請締切日までに次のとおり申請を行い、入札参加資格の審査を受けなければならない。

(1) 特定建設工事共同企業体の登録申請

ア 特定建設工事共同企業体のすべての構成員が本市入札参加資格を有している場合は、代表構成員のユーザーID・パスワードで堺市電子登録システムへログインし、特定建設工事共同企業体の情報について登録申請（以下「特定JV新規申請」という。）を行うこと。

なお、特定JV新規申請後に表示される完了画面からダウンロードできる「建設工事共同企業体協定書」については、使用しないこと。

イ 特定建設工事共同企業体の構成員に本市入札参加資格を有さない者がいる場合は、前記アに規定する手続きは不要とする。

(2) 入札参加資格審査の申請

申請書類を本市指定の専用封筒（堺市理財局理財部契約課窓口で配布。）で一般書留又は簡易書留により郵送すること。

なお、申請は1通につき1工事のみとする。

(3) 申請書類

ア 入札参加資格審査申請書（共同企業体用）（様式1）（以下「申請書」という。）

イ 建設工事共同企業体協定書（様式2）の写し

提出する写しは、協定締結後のもの（構成員全者の記名押印、協定締結日等の記入が行われているもの。）とする。

ウ 完成工事实績調書（様式3）

エ 完成工事实績の確認書類

完成工事实績調書に記載した工事が、財団法人日本建設情報総合センターが提供するCORINS（工事实績情報システム）に竣工登録がない場合に限り、工事名、工事場所、請負代金額、工期、発注機関及び受注者双方の押印が確認できる契約書の所定の部分の写し、又は発注機関が発行する施工証明書（共同企業体での施工の場合は、共同企業体名称及び各構成員の出資比率が確認できるものを含む。）のいずれかを提出すること。

オ 監理技術者・主任技術者等配置予定調書（様式4）

カ 下表1に規定する技術者資格が確認できるもの

（表1）

| 配置する技術者の種類 | 技術者の区分 | 確認書類 |
|------------|--------------------------------|--|
| 監理技術者 | 平成16年2月29日以前に監理技術者資格者証の交付を受けた者 | 監理技術者資格者証の写し（表裏両面） |
| | 平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者 | 監理技術者資格者証の写し（表裏両面）及び監理技術者講習に係る監理技術者講習修了証の写し（表面のみで可。） |
| 主任技術者 | 国家資格を有する者 | 国家資格等を有していることが確認できるものの写し（各技術検定の合格証明書等） |

キ 下表 2 に規定する技術者等の雇用が確認できるもの
(表 2)

| 組織の形態 | | 技術者等 | 確認書類 |
|--|---|----------------------------|---|
| 法人 | | 従業員 (代表者含む。) | 当該事業所名記載の健康保険被保険者証の写し |
| | | 従業員が後期高齢者 (3) の場合 | 後期高齢者医療被保険者証の写し及び当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票の写し |
| 個人事業所 | 健康保険法における 強制適用事業所 (1) 任意適用事業所 (2) | 従業員 | 当該事業所名記載の健康保険被保険者証の写し |
| | | 従業員が後期高齢者 (3) の場合 | 後期高齢者医療被保険者証の写し及び当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票の写し |
| | | 代表者と同居の親族 (4) | 国民健康保険被保険者証の写し |
| | | 代表者が後期高齢者 (3) の場合 | 代表者の後期高齢者医療被保険者証の写し及び技術者等の国民健康保険被保険者証の写し |
| | | 同居の親族が後期高齢者 (3) の場合 | 代表者の国民健康保険被保険者証の写し及び技術者等の後期高齢者医療被保険者証の写し |
| | | 代表者及び同居の親族が後期高齢者 (3) の場合 | 代表者の後期高齢者医療被保険者証の写し及び技術者等の後期高齢者医療被保険者証の写し |
| | | 代表者 | 不要 |
| | 上記以外の個人事業所 | 従業員 | 当該事業所名記載の雇用保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者通知書の写し |
| | | 雇用保険に加入できない 6 5 歳以上の従業員 | 当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票の写し及び生年月日が確認できる公的書類の写し |
| | | 代表者と同居の親族 | 上記 (4) と同じ |
| 代表者 | | 不要 | |
| 1 原則として、常時 5 人以上の従業員 (代表者及び代表者と同居の親族を除く。) を使用する事業所 2 強制適用事業所とならない事業所で地方社会保険事務局長等の認可を受けて適用事業所になった事業所 3 7 5 歳以上の者及び 6 5 歳以上 7 5 歳未満で一定の認定を受けた後期高齢者医療被保険者 | | | |

ク 全構成員の経営事項審査の結果通知書の写し (平成 2 0 年 5 月 1 5 日以降の決算に基づくもの)

ケ 4 4 0 円分の切手 (入札参加資格の審査結果の通知用)

(4) 入札参加資格審査申請締切日

平成 2 1 年 1 2 月 1 5 日 (火) (当日の消印有効)

(5) 申請の取下げは認められないので、十分検討の上、申請を行うこと。

(6) 申請に要する費用は申請者の負担とする。また、申請書類の返却は一切行わない (後記 6 の (8) を除く。) ものとする。

(7) 申請書類に虚偽の記載があれば、本工事の入札参加を認めないものとし、入札参加停止要綱に基づき入札参加停止措置を講じることができるものとする。

5 入札参加資格登録の申請に関する事項

本市入札参加資格又は平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで有効の本市の特定調達契約案件に係る堺市建設工事入札参加資格のいずれかの資格を有する者以外で本入札に参加しようとする者は、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けるための申請を行わなければならない。

なお、本市入札参加資格を有する者で建築工事を希望業種にしていない者は、次のとおり業種追加の申請を行わなければならない。

(1) 申請方法及び申請書類
別途定める。

(2) 提出先
堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 堺市役所本館 8 階
堺市理財局理財部契約課

(3) 入札参加資格登録申請期間
平成 2 1 年 1 2 月 1 日 (火) から平成 2 1 年 1 2 月 1 5 日 (火) まで

(土曜日、日曜日を除く。)
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

6 申請の無効について

次のいずれかに該当する申請は無効とする。

- (1) 申請書類が一般書留郵便及び簡易書留郵便以外の方法で契約課に届けられたとき。
- (2) 本市指定の専用封筒以外の封筒で郵送されたとき。
- (3) 消印が押印されていなかったとき又は消印日が申請締切日より後であったとき。
- (4) 申請書に、本市入札参加資格審査申請で本市に届けのある使用印鑑(以下単に「使用印鑑」という。)が押印されていなかったとき。
- (5) 1通の封筒に複数工事の申請書等が入っていたとき。
- (6) 同一工事について同一業者から複数の申請があったとき(条件を備えた申請を有効とし、残りの申請を無効とする。また、条件を備えた申請が複数ある場合は、無作為で選んだ一つの申請を有効とし、残りの申請を無効とする。)
- (7) その他申請者又は申請工事の特定ができなかったとき。
- (8) 無効となった申請書類については、申請者が特定できた場合に限り返却するものとし、返却を求める場合は、社員証等会社との雇用関係が分かるもの及び認め印を持参の上、堺市理財局理財部契約課の窓口まで届け出ること。

7 入札参加資格の審査及び審査結果の通知

- (1) 入札参加資格審査申請の申請書類により審査を行った結果、入札参加資格を有すると認めた申請者には、認定の通知を行う。
- (2) 次のアからウのいずれかに該当し、入札参加資格を認めなかった(以下「不認定」という。)申請者には、その旨の理由を付して不認定通知を行うものとする。
 - ア 前記3に規定する入札参加資格を満たさない者
 - イ 申請書類について不足があった場合
 - ウ その他申請書類等に必要事項が正しく記入されていなかった場合
- (3) 不認定申請者は、不認定理由について説明を求めることができるので、説明を求める場合は、平成22年1月14日(木)午後5時までに堺市理財局理財部契約課へその旨を記載した書面を提出すること。
なお、不認定の場合であっても、申請書類の作成・提出に要する費用及び設計図書等の複写費用の返却はしないものとする。
- (4) 審査結果は、平成22年1月6日(水)に代表構成員に対して郵便により通知する。
- (5) 認定通知日から開札日までの間に入札参加資格を満たさなくなった者については、認定を取り消すものとする。
- (6) 審査の結果、入札参加資格を満たす者が1者に満たない場合は、当該入札は中止する。

8 設計図書等の閲覧、貸出及び複写について

(1) 設計図書等の閲覧

ア 閲覧期間

平成21年12月1日(火)から平成22年1月28日(木)まで
(土曜日、日曜日、祝日及び本市の休日を除く。)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 閲覧を行う場所

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市理財局理財部契約課(堺市役所本館8階)

(2) 設計図書等の貸出

ア 貸出を希望する者は「設計図書等の貸出申請書(様式6)」を堺市理財局理財部契約課に提出すること。

イ 貸出期間

平成21年12月1日(火)から平成22年1月28日(木)まで
(土曜日、日曜日、祝日及び本市の休日を除く。)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ウ 貸出を行う場所

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市理財局理財部契約課（堺市役所本館8階）

エ 設計図書等の貸出は1日単位となるので、貸出を行った日の午後5時までに必ず返却すること。

オ 貸出を受けた設計図書等については、滅失、損傷をしないこと。

カ 貸出を行うことができる設計図書等の部数は限りがあり、貸出の申し出を行った当日に貸出できない場合もあるため、その場合は、別途貸出日を本市が指定するものとする。

キ 公告時において明らかに、本工事の入札参加資格を有さない者と判断できる場合には、貸出を行わないものとする。

(3) 設計図書等の複写

設計図書等は、申請者の費用負担により市指定業者で複写することができる。

ア 市指定業者（所在地は、別紙「印刷会社位置図」参照）

(ア) 有限会社ジー・アイ・エス近畿

(イ) 有限会社図面システムセンター

(ウ) 株式会社カンプリ堺

イ 複写金額

20,440円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）

ウ 複写期間

平成21年12月1日（火）から平成22年1月28日（木）まで

ただし、各市指定業者の休業日には複写の申し出及び受け取りを行えないため、複写の申出を予定している市指定業者に事前に休業日、営業時間等を確認した上で複写を申し出ること。

なお、申出後は複写の辞退はできないものとする。

エ 設計図書等の受領は、午前9時から正午に申し出た場合の受け取りは翌日以降、午後1時から午後5時に申し出た場合の受け取りは翌々日以降となる。

オ 複写した設計図書等は、本工事の入札の積算、見積り以外には使用しないこと。

カ 複写に係る費用は、申出時に支払うこと。

キ 設計図書等のうち、図面については複写の際に縮小しているものがあるため、縮尺には十分に注意すること。

ク 刑法及び独占禁止法に抵触する行為はしないこと。

(4) 希望者については、下表の建築工事設計委託要領等を堺市建築部のホームページからダウンロードすることができる。

堺市建築部のホームページ

URL (http://www.city.sakai.lg.jp/city/info/_kentiku/)

| 名称 | 掲載箇所 |
|--------------------------------|--|
| 建築工事設計委託要領 | 堺市建築部のホームページ「建築部工事関連書類」からダウンロードすることができます。 |
| 工事監理委託要領 | |
| 生コンクリート品質低下防止対策指針 | |
| 入札案件でのシンドラ-社製エレベーターに関する取扱いについて | |
| 「(仮称)健康福祉プラザ建設工事」参考内訳明細書 | |
| 建築材料指定メーカーリスト(平成21年5月版) | 堺市建築部のホームページ「『建築材料メーカーリスト』の登録について」からダウンロードすることができます。 |
| 使用機材指定製作所一覧表 設備工事編(平成21年5月版) | |

(5) 設計図書等に関する質疑がある場合は、平成21年12月22日（火）午前10時までに、次の質疑先に「設計図書等に関する質疑書（様式5）」をファクシミリで送付すること。

（質疑先）

堺市理財局理財部契約課

FAX 072-228-7217

(6) (5)の質疑に対する回答は、認定の通知と同時に郵送するものとする。

9 入札に参加できない者

入札に参加できない者は、次のとおりとする。

- (1) 本工事の入札参加資格を満たさない者
- (2) 認定の通知を受けた後、入札までの間に入札参加資格を満たさなくなった者

10 入札保証金に関する事項

入札保証金は、規則第14条の2第3号の規定に基づき、免除する。

ただし、落札業者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額））の100分の3に相当する額の違約金を徴収するものとする。

11 契約条項等を示す場所

堺市契約規則、堺市建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱、堺市公共工事の前金払に関する規則（平成5年規則第20号）、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱、堺市建設工事等暴力団対策措置要綱、堺市建設工事等に係る競争入札等事務取扱要綱（平成9年制定）、堺市建設工事等に係る一般競争入札の実施に関する要綱（平成8年制定）、堺市建設工事の前金払及び部分払に関する要綱（平成3年制定）等については下記の場所において閲覧することができる。

（公表場所）

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市理財局理財部契約課（堺市役所本館8階）

堺市市長公室広報部市政情報課（市政情報センター）（堺市役所高層館3階）

堺市契約課のホームページ

URL (http://www.city.sakai.lg.jp/city/info/_keiyaku/)

12 入札方法及び落札者の決定方法等

(1) 入札方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便により入札書等を送付すること。なお、入札に当たっては、認定の通知の送付時に同封する「郵便による入札の注意事項」等を参照すること。

(2) 入札回数

入札回数は、1回とする。

(3) 提出書類

ア 入札書

イ 工事費内訳書

(4) 提出期限

平成22年1月28日（木）まで（後記（5）の提出先に必着のこと。）

(5) 提出先

〒590-8691 堺郵便局私書箱7号 堺市役所理財局理財部契約課

(6) 入札書に記載される金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で、入札の無効要件に該当しない者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合においては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、入札の無効要件に該当しない他の者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

イ アにおいて、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あった場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

13 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札書が所定の日時、場所に到着しないとき。
- (2) 入札書に記入すべき事項の記入を欠き、又は入札書に記入した文字が判読できないとき。
- (3) 入札書に記名押印がないとき。
- (4) 入札金額を改ざんし、又は訂正したとき。
- (5) 1件の入札に対して2通以上の入札書を郵送したとき。
- (6) 入札保証金を納付すべき場合において、これを納付せず、又は納付金額が入札保証金の額に満たないとき。
- (7) 代理人による入札を行ったとき。
- (8) 数人が共同して入札を行ったとき。
- (9) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (10) 入札に関し不正な行為を行ったとき又は不正な行為が行われたおそれが非常に強いとき。
- (11) 入札書提出時に工事費内訳書を提出しない者が入札したとき。
- (12) 適切な積算がなされていない工事費内訳書を提出した者が入札したとき。
- (13) 入札を執行する前に予定価格を公表した場合において、これを上回る価格で入札したとき。
- (14) 明らかに履行ができないと認められる低い価格で入札したとき。
- (15) その他入札に関する条件に違反したとき。

14 工事費内訳書の提出

- (1) 入札金額に対応した工事費内訳書（種別、数量、単価等必要な事項を記載したもの。以下同じ。）を入札書と一緒に郵送すること。
- (2) 提出する工事費内訳書は、専門業者から見積りを徴するものを除き、自らの責任で積算したものであること。
- (3) 工事費内訳書作成等においては、堺市契約課のホームページ「政府調達に関する協定（WTO）に基づく一般競争入札案件」に掲載している「調査基準価格設定工事の入札に関する説明書 数値的失格基準を採用しない案件（郵便入札）の場合（PDF形式）」を熟読すること。
堺市契約課のホームページ「政府調達に関する協定（WTO）に基づく一般競争入札案件」
URL（http://www.city.sakai.lg.jp/city/info/_keiyaku/ippan2112wto.html）
- (4) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、記載内容について契約上の権利義務を生じるものではない。

15 入札の辞退等

- (1) 入札参加者は、入札書提出期限までは、入札を辞退することができる。
ただし、入札書が到着後は辞退することができず、いかなる時点においても書き換え、引き換え又は撤回を認めないものとする。
- (2) 本工事の入札を辞退したことを理由として、以後の入札参加等に不利益な取扱いは行わないものとする。
- (3) 入札書提出期限までに入札書が到達していない場合は、入札を辞退したものとみなす。

16 開札等

- (1) 開札予定日時
平成22年1月29日（金） 午後1時00分
- (2) 開札場所
堺市堺区南瓦町3番1号
堺市理財局理財部契約課入札室（堺市役所本館8階）
- (3) 開札時の立会いは、本工事の入札参加資格認定者のうち、あらかじめ選出した立会人及び任意により立会う立会人とで行う。
- (4) 立会人は、使用印鑑を持参すること。
ただし、代表者ではなく代理人が立会を行う場合は、堺市長宛での委任状（独自様式で可とする。）及び代理人の印鑑を持参すること。
なお、入札者が立会わない場合は、当該入札事務に関係のない本市職員を立会わせて行うものとする。
- (5) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あった場合は、くじ引きにより落

札者を決定する。

ただし、くじ引きを行う対象となる者が、当該入札に立会人として参加している場合は、その者がくじ引きを行い、参加していない場合は、当該入札事務に関係のない本市職員が代わりにくじ引きを行うものとする。

17 入札の中止等

前記7の(6)の場合のほか、不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し又は入札期日を延期するものとする。

18 入札参加停止の措置等を受けた入札参加者又は落札者について

市長は、開札から落札決定までの期間において、入札参加者又は入札参加者である共同企業体の構成員が次のいずれかに該当した場合は、落札者とししない。また、市長は落札決定から契約締結(議会の議決に付すべき契約については仮契約の締結)までの期間において、落札者又は落札者である共同企業体の構成員が次の(1)、(3)のいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことができ、次の(2)に該当した場合は契約を締結しない。

- (1) 入札参加停止要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けた場合
- (2) 暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合
- (3) (1)、(2)のほか、入札参加資格(等級への格付に係るものを除く。)を満たさなくなった場合

19 議会の議決に関する事項

- (1) 落札者は、落札決定の通知を受けた日の翌日に記名押印した契約書その他契約に必要な関係書類を提出しなければならない。
- (2) 当該工事の契約締結は、堺市議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決を経て本契約となる。
- (3) 市長は、仮契約期間中において、仮契約の相手方又は仮契約の相手方である共同企業体の構成員が、前記18の(1)、(3)のいずれかに該当した場合は、仮契約を解除することができ、前記18の(2)に該当した場合は仮契約を解除する。
- (4) (3)の規定により仮契約を解除したときは、本市は一切の損害賠償の責を負わないものとする。

20 契約保証金に関する事項

落札者は、本市との契約の締結前に、次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

なお、保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額等は、契約金額の10分の1以上とする。

- (1) 契約保証金の納付(現金又は銀行保証の小切手に限る。)
- (2) 債務不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実に認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証
- (3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券(履行ボンド)による保証
- (4) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結(定額てん補方式に限る。)
- (5) 国債又は地方債の証券(現物債に限る。評価額は評価金額(発行価格が額面金額未満であるときは、その発行価格)の10分の8とする。)

21 技術者等について

- (1) 監理技術者資格を有する者とは、建設業法第26条に規定された監理技術者の資格を有する者で平成16年2月29日以前に監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者資格者証を有するもの又は監理技術者資格を有する者で平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者資格者証及び監理技術者講習に係る監理技術者講習修了証を有するものとする。
ただし、いずれの場合であっても、財団法人建設業技術者センターに当該事業所が当該技術者を雇用していることを届け出ていることが確認できる者に限る。
- (2) 「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き、常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、発注者又は監督員との連絡に支障をきたさないようにしなければならない。
- (3) 「専任」とは、他の工事に配置している技術者等との兼任を認めないことを意味するものであり、専任の技術者等は、常時継続的に当該工事に置かれていなければならないものとする。
- (4) 申請した技術者等を変更して配置すること及び配置した技術者等を正当な理由なしに変更することは

できない。

- (5) 認定の通知を受けた後、入札までの間に技術者等を配置できなくなった場合は入札を辞退すること。
なお、「技術者等を配置できない状態」「技術者等としての資格を有していない」等、入札参加資格に該当しないことが落札後に判明した場合は、入札を無効として落札決定を取消し、入札参加停止措置を講じることがあるため、技術者等の入札参加資格には十分に注意すること。
- (6) 開札後契約締結（仮契約を除く。）までの間に、技術者等を配置できなくなった場合は、正当な理由（技術者等の死亡、傷病又は自己都合による退職等、真にやむを得ない理由）として市が認める場合のみ変更を認めるものとする。
- (7) 契約した工事に配置した技術者等は、正当な理由（市の事情による工期の変更、技術者等の死亡、傷病又は自己都合による退職等、真にやむを得ない理由）として市が認める場合のみ変更を認めるものとする。
- (8) 本工事に配置予定として申請を行った技術者等は、入札結果が出るまでの間（落札決定までの間に辞退等により入札参加資格を失った場合及び無効、失格等により落札決定を受ける可能性が完全になくなった場合を除く。）、他の工事等に配置すること及び他の工事等に配置予定として入札参加申請を行うことができないので、技術者等の選出は十分に検討の上行うこと。

22 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 当該入札手続における入札参加資格の確認その他の手続に関し、堺市入札監視等委員会に対して苦情の申立てをすることができる。
- (4) 入札参加者は、設計図書、工事請負契約書等を熟読し、地方自治法、同法施行令、建設業法、同法施行令等の関係法令並びに堺市契約規則及び堺市一般競争入札参加者心得（郵便入札用）を遵守しなければならない。

23 問合せ先

堺市理財局理財部契約課

堺市堺区南瓦町3番1号

電話 072-228-7472 FAX 072-228-7217